

障障発0820第2号  
平成24年8月20日

都道府県知事  
各指定都市市長殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長

「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」の通知の施行について

標記については、「指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて」（平成24年8月20日障発0820第8号障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、以下のとおり取り扱うこととしたので、管内関係機関及び各法人に対し、周知徹底を図られたい。

なお、「知的障害児施設等における平成18年10月以降における障害児施設給付費等の取扱いについて」の通知の施行について」（平成19年3月30日障発第0330002号本職通知）は廃止する。

ただし、平成23年度以前の取扱いについては、なお従前の例による。

問1 今回改正された部長通知の改正内容如何。

回答 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年法律第71号）の施行に伴う児童福祉法の一部改正により、「障害児施設給付費」等の名称が変更になったこと。

なお、給付費の運用については、従前と同様である。

問2 部長通知において、障害児入所給付費等の資金運用について取扱いが示されたところであるが、障害児入所措置費についてはどのような取扱いとなるのか。

回答 障害児入所措置費については、引き続き「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号雇用均等・児童家庭局長、社援発第0312001号社会・援護局長、老発第0312001号老健局長連名通知）（以下「三局連名通知」という。）に基づき、行われることになる。

問3 平成24年度以降、障害児入所措置費と障害児入所給付費により、障害児入所施設は運営されることになるが、各年度末時点において発生した当期末支払資金残高の取扱いについてはどのようになるのか。

回答 平成24年度以降の当期末支払資金残高の分配については、前年度支払資金残高のうち、障害児入所措置費相当分と当該年度障害児入所措置費支給額の合計額と、前年度当期末支払資金残高のうち、障害児入所給付費等相当分と当該年度障害児入所給付費等支給額の合計額の比率により分配すること。

問4 障害児入所措置費と障害児入所給付費が併存することから、収入別に会計処理をしなければならないか。

回答 必ずしも収入毎に別会計とする必要はない。なお、措置費から同一法人が運営する社会福祉施設等の整備に係る経費として借り入れた独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の償還金等にあてる際の限度額以内となっているかを判断する等、必要に応じ支出の内訳を設けられたい。この場合の支出費目の内訳については、各月初日の措置児童と契約児童の人数比により按分されたい。また、減価償却費については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23年7月27日雇児発0727第1号雇用均等・児童家庭局長、社援発0727第1号社会・援護局長、老発0727第1号老健局長連名通知）7（注17）に定める減価償却の整理に基づき取り扱われたい。

問5 移行時特別積立金を設けていない理由は何故か。

回答 措置費の取扱いについては、平成 15 年度以降一層の弾力運用を図ってきているところであり、移行時特別積立金を設けた平成 15 年当時とは状況が異なっていること及び措置費制度が引き続き継続することから、今回移行時特別積立金は設けないこととしたところである。

なお、積立金の取り崩しについては、3 局連名通知 3(2)に基づき行われていることとなっており、その主旨を十分理解の上適切に運用されたい。